

令和7年度

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

補助金マニュアル

概要版



中野区
2025年2月改訂

目 次

I	商店街毎のマニュアルの適用について	1 p
II	補助対象となる事業の前提条件	1 p
III	令和7（2025）年 事業一覧	2～5 p
IV	事業・手続きの流れ（スケジュール）	6、7 p
V	申請等各種受付について（※）	8、9 p

※交付申請、実績報告、変更・中止申請

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

区内の商店街等が実施する「イベント事業、活性化事業、地域連携型商店街事業、地域力向上事業」に対して、その費用の一部を区が「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業補助金」として補助することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小企業の経営の安定及び発展並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

I 商店街毎のマニュアルの適用について

① 商店街振興組合（法人化した商店街）

⇒このマニュアルにある全ての補助事業の適用が受けられます。

② 国の基準を充足した任意商店街

⇒このマニュアルにある全ての補助事業の対象となります、①の振興組合（法人化した商店街）とは補助条件が異なる場合がございます。

国の基準とは…

- ア) 会則がある
- イ) 役員名簿がある
- ウ) 過去24か月分の決算書類(※)がある

※左記ア～ウについて
提出方法等は、夏頃に、
区商連(助成金担当)
より別途連絡します。

上記ア～ウが揃っていること。

(提出先：中野区商店街連合会（助成金担当） 9 p 参照)

※ウ)過去24か月分の決算書類について

令和7年度の補助金申請にあたっては、令和5(2023)年4月1日～令和7年(2025)年3月31日までの決算書類が必要となります。

申請の時点で、揃わない決算書類がある場合は、総会終了後に直ちに追加で提出してください。

③ 上記①、②以外の商店街

⇒このマニュアルでご紹介する補助事業の対象とはなりません。

他の支援メニュー等をご紹介します。詳しくは区の担当者にご相談ください。

II 補助対象となる事業の前提条件

1	商店街が自ら企画し、実施する事業であること。
2	原則として、商店街街区内で実施される事業であること。 ※合理的かつ特別な理由がある場合を除く。
3	年度内(3月末まで)に全てが完了するもの(申請～支払い・実績報告まで)
4	連続する期間内に実施されるものであること(イベントは概ね2か月未満)
5	イベント事業において、別に実施するイベント事業がある場合、実施期間が重なっていないこと。
6	内容が経常的・通年的な性格を有する事業でないこと(通年イベントなど)
7	事業に係る全ての業務を委託していないこと(業者に丸投げでないこと)。
8	各種法律(税法・景品表示法・著作権法等)に反する部分がないこと。
9	他の補助金等を財源の一部とする事業でないこと。
10	商品券等の特典又は割引を付加する事業でないこと。

※上記の他にも、事業の種別ごとに別途定められた要件があります。

詳細は各マニュアル（イベント事業編・活性化事業編）をご参照ください。

III 令和7(2025)年 事業一覧（中野区商店街チャレンジ戦略支援事業）

事業名		概要
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	イベント事業	<p>一般の(下記以外の)イベント事業</p> <p>季節のイベント、抽選会・スタンプラリー、各種フェスティバル、コンクール 等</p>
	小額支援事業	小規模商店街が、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げ、商店街活動のきっかけとして事業を実施する場合に支援します。
	若手・女性支援事業	商店街の若手(49歳以下)・女性グループが小規模な事業を実施する場合に支援します。※総事業費が100万円以下であることが条件です。
	組織活力向上支援事業	商店街振興組合が組織の維持・活性化のため実施するイベント事業を支援します。
	女性活躍推進事業	商店街等の女性グループが実施するイベント事業を支援します。
	全国連携事業 (※R7新規)	商店街が他地域(※)と連携して実施するイベント事業を支援します。 ※中野区の友好都市(里・まち連携自治体など)に属している地域、商店街同士で何かしらの協定を結んでいる商店街、被災地
	こども応援事業 (※R7新規)	商店街がこども向けに実施するイベント事業を支援します。
活性化事業	一般の(下記以外の)活性化事業	施設を整備する事業、空き店舗活用事業、ホームページ作成 等
	小額支援事業	小規模商店街が、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げ、商店街活動のきっかけとして事業を実施する場合に支援します。
	多言語対応事業	商店街が、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る取組を支援します。
	キャッシュレス対応事業	商店街全体のキャッシュレス化への取組を支援します。
	組織力強化支援事業	商店街の連合会等が、商店街と連携して行う商店街加入・協力促進のための取組を支援します。
	女性活躍推進事業	商店街等の女性グループが実施する活性化事業を支援します。
	こども応援事業 (※R7新規)	商店街がこども向けに実施する活性化事業を支援します。
商店街連携型	イベント事業(新規)	商店街が、町会・自治会やNPO等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行うイベント事業及び活性化事業を支援します。
	イベント事業(継続)	※活性化事業においては、実行委員会およびその構成員の取組内容を記した計画(3年程度)を策定し、都で行う専門家派遣事業により助言を受ける必要があります。
	活性化事業	
向上地域力事業	住民生活サポート事業	地域社会の中で商店街が住民生活を支えるための活動を行う際の費用について補助を行います。

補助対象事業数	補助率(都・区)	補助限度額(万円)	補助限度内 商店街負担率
1事業目	2/3 ・事業費 100万円以下 (1/2・1/6) ・事業費 100万円超 (1/3・1/3)	300	1/3
2事業目		100	
3事業目(共催事業のみ)		商店街ごとに単独事業の基準 に準じ、その合計額	
1年度にそれぞれ1事業まで	8/9 (5/9・1/3)	55.5	1/9
	11/12 (7/12・1/3)	525	1/12
		58.3	
	8/9 (5/9・1/3)	55.5	1/9
制限規定なし	2/3 (1/3・1/3)	(振興組合) 5,000 HP作成のみ 1,000 (充足任意) 1,000	1/3
1年度に1事業まで	8/9 (5/9・1/3)	55.5	1/9
制限規定なし	19/20 (1/2・9/20)	(HP 以外) 950 (HP) 100	1/20
	5/6 (1/2・1/3)	(振興組合) 5,000 (充足任意) 1,000	1/6
	11/12 (7/12・1/3)	2,000	1/12
		58.3	
	5/6 (1/2・1/3)	1,000	1/6
1年度にそれぞれ1事業まで	4/5 (2/5・2/5)	400	1/5
	2/3 (1/3・1/3)	333.3	1/3
1年度に1事業まで	4/5 (2/5・2/5)	(振興組合) 10,000 (充足任意) 1,000	1/5
1年度に2事業まで	2/3 (1/3・1/3)	20	1/3

※その他、補足等（事業一覧よりピックアップ）

1 全国連携事業（イベント） ※R7新規

他地域との相互の経済活性化を図るため、商店街が他地域と連携して実施するイベントに対して、支援を行います。



【活用要件】

他道府県のうち、以下のいずれかと連携して行う必要があります。

- ・友好都市（区市町村単位）に属している地域
- ・商店街同士で何かしらの協定を結んでいる商店街
- ・被災地

※申請時に友好都市が分かるもの、または商店街同士で結んだ協定書が必要となります。

※一般的なイベント事業とは別に1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です（共催可）。

◎事業例

連携先の伝統芸能の団体や学生を招致し、イベント内のステージで披露 等

2 こども応援事業（イベント・活性化） ※R7新規

来街者の増加と将来の担い手の確保に向けた商店街活動を促すため、商店街がこども向けに実施する「イベント事業」及び「活性化事業」に対して、支援を行います。

【活用要件】

※申請及び実績報告において、別紙の事業効果欄に、「こどもを呼び込む方法」の記載が必要となります

※【イベント】一般的なイベント事業とは別に1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です。

※【活性化】1か年度に回数制限なく、利用可能です。

◎事業例

【イベント】こども向け縁日、こども向けスタンプラリー 等

【活性化】こども向けマップ（ひらがなで作成など）、こども食堂 等



3 若手・女性支援事業（イベント）

商店街の若手会員や女性会員の商店街活動への参画を促し、商店街活動の担い手を増やすため、若手・女性グループが行うイベントに対して、支援を行います。

【活用要件】

若手・女性グループとは、次の①～④の要件を全て満たすグループを指します。

「若手」…年度末時点で年齢が49歳以下の人。

「女性」…年齢は問いません。

- ① 商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の「若手」又は「女性」で構成されていること。
- ② 「若手」又は「女性」がグループの代表者となること。
- ③ 「若手」又は「女性」がグループ全構成員のうち過半数を超えること。
- ④ 構成員の過半数及び代表者が商店街役員でないこと。



※申請・実績報告時に構成員名簿が必要となります。

※一般的なイベント事業とは別に1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です。

4 組織活力向上支援事業（イベント）※商店街振興組合のみ

商店街振興組合の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人化している商店街が行うイベントに対して支援を行います。

【活用要件】

組織の維持・活性化のために実施するイベント事業であること。

※他商店街との共済事業は不可

※一般のイベント事業とは別に1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です。



5 女性活躍推進事業（イベント・活性化）

女性の商店街活動への参画を促すため、商店街の女性グループが実施する「イベント事業」及び「活性化事業」に対して、支援を行います。

【利用要件】

「女性グループ」とは、商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)である5名以上の女性で構成されており、かつ次の①～②の要件を全て満たすグループを指します。

- ① 構成員は、イベントの企画及び実行を担うメンバーとすること。
- ② 複数の商店街での共催事業を実施する場合、商店街毎に女性グループの要件を満たす必要があります。女性が5名未満の商店街との共催はできません。



※申請・実績報告時に構成員名簿が必要となります。

※一般のイベント事業とは別に1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です。

6 地域連携型商店街事業（イベント・活性化）

商店街と地域団体(町会等)とで実行委員会を組織し、協働して地域の活性化に向けて行う事業に対して、支援を行います。

※詳細については、「中野区地域連携型商店街事業マニュアル」をご確認ください。

【実行委員会の構成要件】

実行委員会は、(1)商店街、商店街の連合会(商店街等) + (2)複数の地域団体で構成。

※地域団体が「町会・自治会」の場合は1団体でも可(=商店街等+1町会・自治会)。

※イベント、活性化ではそれぞれ構成要件が異なります。



【活用要件】

- ・上記「実行委員会の構成要件」を満たしていること。
- ・実行委員会の経費負担全体に占める、商店街の負担割合が過半であること
- ・複数年にわたる活性化事業では、実行委員会及びその構成員の取組内容を記した計画(3年以上)を策定し、都又は区で行う専門家派遣事業により毎年助言を受けること。

※イベント事業において、中元セール等の商店街の販促イベント、会場設営のみのイベントは対象外です。

活性化事業において、施設・設備の整備事業は対象外です。

7 地域力向上事業（住民生活サポート事業）

地域社会の中で、商店街自らが地域の住民生活を支えるための事業を行う場合に支援を行います。この事業に限っては商店街の街区外にまで及ぶ活動でも補助対象となります。

※詳細については「中野区商店街地域力向上マニュアル」をご確認ください。



【活用要件】

商店街自らが行う、地域の住民生活を支えるための事業であること。

◎事業例

地域見守り活動事業、地域清掃事業 等



IV 事業・手続きの流れ（スケジュール）

事前調査

毎年9月頃、翌年度に実施予定の商店街チャレンジ戦略支援事業について、希望調査を実施します。
※当該調査で希望のなかった事業は来年度の予算編成に反映できなくなり、原則、本申請の対象となりません。

ヒアリング

毎年10月頃、事前調査の結果、希望のあった事業の中で、以下対象事業に対し、事業内容のヒアリングを行います。

▼主な対象事業（予定）
①活性化事業 ②新規・拡充イベント事業 ③地域連携型商店街事業
④地域力向上事業
※上記以外の事業でも、確認事項がある場合は、ヒアリングを行う可能性があります。

説明会

概ね2月に、区内全商店街を対象として「商店街チャレンジ戦略支援事業に関する説明会」を開催します。
当日は、翌年度の補助事業(概要)等の説明を行います。

申請書の提出

補助金交付申請書を受付期間内に提出してください。
【1回目申請】令和7年2月17日(月)～3月7日(金)
【2回目申請】令和7年6月16日(月)～7月4日(金) ※イベント事業のみ受付
※申請書類等の詳細については、各種マニュアルをご確認ください。

交付決定

補助金申請のあった事業内容を審査し、交付決定を行います。
※交付決定日は令和7年4月1日付(1回目申請)、9月1日付(2回目申請)となります。

変更申請 ※中止・変更 がある場合



申請のあった事業内容を著しく変更する場合、また中止する場合は、予め変更・中止の承認を受ける必要があります。
実施予定期間の開始日の1か月前までに必ず変更・中止申請書をご提出ください。
※申請書類等の詳細については、各種マニュアルをご確認ください。
※変更承認には、都・区双方での協議が必要なため、一定の時間がかかります。
※天災地変により、変更・中止が生じた場合は、事後申請を受ける例外措置があります。

事業実施

補助金の交付決定を受けた事業について、**申請した内容で事業を実施**（契約・実施・支払）します。

実績報告書 の提出

事業終了後、原則1か月以内に、実績報告書類をご提出ください。

ただし、令和8年2月1日(日)～15日(日)の間に事業終了した場合は、
令和8年3月10日(火)まで、
令和8年2月16日(月)～3月中の間に事業終了した場合は、
令和8年3月19日(木)までに提出してください。

※実績報告書類の詳細については、各種マニュアルをご確認ください。

審査

提出された実績報告をもとに、その内容を審査します。
活性化事業については、区あるいは都が現地調査を行う場合があります。

補助金の 額の確定

審査に基づいて補助金の額を確定し、各商店街へ確定通知書により通知します。

補助金の 請求

確定通知書に基づき、請求手続きを行ってください。
※「請求書」の提出、振込口座指定の手続き等

補助金の 支払

指定された口座に補助金が振り込まれます。
※年末、年度末は処理案件数が膨大になるため、振込に時間がかかる傾向にあります。

備品・財産 等の管理

対象事業によって取得した備品・財産等は、法定年数を経過した後に劣化等の理由によって正式に処分手続きが完了するまで、商店街の責任で管理・保管しておく必要があります。
※補助金関係書類は、**最低5年間は保存**しておいてください。

検査

商店街等が行った事業の確認を行うため、補助事業完了の翌年度に検査が行われます（東京都実施）。
※東京都より疑義があった際、場合によっては区より商店街担当者様に連絡させていただくことがあります。

V 申請等各種受付について（交付申請、実績報告、変更・中止申請）

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業に係る申請等の各種受付は、下記の日程で行います。

1 交付申請の受付期間 -----

以下、期間内に申請をお願いします。

※申請時は事業内容について、簡単な確認（ヒアリング）を行います。

下記の区商連事務局（助成金担当）まで事前にご連絡いただき、日程調整を行ってから申請手続きを行ってください。

1回目申請：令和7年2月17日(月)～3月7日(金)

2回目申請：令和7年6月16日(月)～7月4日(金)

※2回目申請はイベント事業のみの受付となります（活性化×）

※必要書類については、各種マニュアルをご覧ください。

イベント編：11p ※記載例は39～42p

活性化編：11p ※記載例は20～22p

2 実績報告の提出期限 -----

各事業終了後、原則、事業終了後1か月以内に、実績報告をお願いします。

※令和8年2月1日（日）～15日（日）の間に事業終了した場合は、

令和8年3月10日（火）まで

※令和8年2月16日（月）～3月中の間に事業終了した場合は、

令和8年3月19日（木）まで

※必要書類については、各種マニュアルをご覧ください。

イベント編：14～23p ※記載例は44～53p

活性化編：12～14p ※記載例は23～35p

3 変更・中止申請の提出期限

申請した実施予定期間の開始日の原則、1か月前までに提出をお願いします。

※天災地変等のやむを得ない事情による場合はその旨下記「中野区商店街連合会事務局（助成金担当）」までご相談ください。

※必要書類については、各種マニュアルをご覧ください。

イベント編：11～13p ※記載例は43p

活性化編：15p ※記載例は36p

4 提出先及び問合せ先（上記1～3に係る）

中野区商店街連合会事務局（助成金担当）

担当 一二三（ひふみ）、中村

【電話】 03-6454-1995

【FAX】 03-6454-1996

【E-mail】 jyoseikin@nakano-kushoren.gr.jp

※中野区商店街連合会事務局

住 所：中野区中野2-13-14（中野区産業振興センター2階）

営業時間：毎週月～金曜日（午前10:00～午後4:00）

※正午～午後1時を除く



※公共交通機関をご利用ください（中野駅より徒歩4分）。

※引用元：Google社「Google マップ」